



卷頭言

大学の評価と改革

鈴木 守

大学基準協会副会長
群馬大学長



大学の設置計画がある場合、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会（設置審）は、申請内容が大学として機能できる組織、教育計画、研究内容、人材、教育資材、施設などを備えているか一定の基準を基に判定する。大学として承認され、教育・研究などの活動が開始された後も、大学は定期的に認証評価を受ける。設置審、認証評価機関とも大学教育の内容に主眼をおいて審議、評価を行う。大学教育の最も重要な点は、優れた教員による優れた教育にあるので、設置認可後も、個々の教員の評価が何らかの形をとて継続される。このような厳しい評価を経ても、資質、能力に問題ありとされる教員がいる事実は、終戦直後も厳しく指弾されたことが、大学基準協会五十五年史の冒頭にも記されている。資質能力上問題となる教員については、大学に批判の目が向けられるたびに問題とされてきた。しかし、大学評価という時代の趨勢を利用して教職員の資質、能力の向上を図ることはあり得ても、これを問題のある教員を排除する機会として利用することは困難と言わざるを得ない。我々は、時の流れに乗ってあまりに純粋に理想を追求しすぎた結果、実りなき結末や崩壊を招いた過去数々の歴史をここで踏まえておく必要がある。

個々の教員に目を光らせ、問題教員の魔女狩りにうつつをぬかすことに替えて、教職員全体を集団として捉え大学改革を実践しようとする場合には事は違ってくる。大学評価を機会として過去の因習を取り払い、新しい機構を構築し斬新な企画を積極的に進めること

は十分可能である。例えば、医学教育制度の改革は全国の医学部・医科大学を巻き込んで2000年前後の数年間、急速に進められた。これは当時の全国医学部長病院長会議が、医学部の授業時間表は、100年間基本的に変わっていないことに気付いたことに端を発していた。時間表を変えることは、単なる紙面上の変化ではなく、教育機構そのものを改革し、講義、実習、試験等の教育を個々の講座に任せる従来の方式が根本から変わることを意味する。これには、施設の改築や教育資材の開発も必要となる。設置形態の異なる大学の医学部長数名で構成されたグループのリーダーシップにより、膨大な作業と意識改革が進んだ結果、日本の医学教育史上かつてない改革が全国80の医学部・医科大学において実現した。マスコミは、この改革を「患者中心の医学教育」への変換と評価した。この変革の中においてこそ、資質能力上問題視される教員も、いわば「それなりの役目」を果たすことが可能となる。

平成16年に制定された規則により、大学は定期的に認証評価機関の認証評価を受けることになった。これが大学に対する平面的な定期点検作業であると、無機的な行事に堕し、些末な事項の評価点数が加算された総点により評価が決まる可能性がある。今後の大学の認証評価は、各大学の改革が社会の未来を創生すべくなされているかどうかを見届けることを第一の理念として組み立てられなければならない。社会の未来の創生をリードできない大学は「塩気を失った塩」であって存続の意味がないからである。

第12回大学評価・第1回短期大学認証評価・ 第1回法科大学院認証評価の結果を公表しました

3月11日開催の第99回評議員会の承認ならびに臨時理事会における決定を得て、平成19年度の大学評価・短期大学認証評価・法科大学院認証評価が終了しました。この結果をもって、大学評価申請54大学、短期大学認証評価申請2短期大学、法科大学院認証評価申請2大学は、学校教育法上に規定されている認証評価を受けたことになります。

なお、評価結果については、本協会のホームページ (<http://www.juua.or.jp/>) に全文を公表しています。

第4回機関別認証評価を終えて －大学評価委員会を代表して－

鈴木 典比古 大学評価委員会委員長
国際基督教大学長

大学基準協会は、今年度4回目の認証評価結果を公表した。

今年度は、54大学（公立5大学、私立49大学）から認証評価の申請があり、申請大学数としては過去最高となった。実際の評価では、大学評価委員会の下に32の大学審査分科会、22の全学審査分科会、114の専門審査分科会を設置するとともに、1つの財務評価分科会とさらにその下に10の部会を設置し、延べ650名の評価委員が評価にあたった。

平成19年度の評価においてこれまでと大きく違う点は、従来の「加盟判定審査」と「相互評価」を「大学評価」に一本化させた点である。そのことに伴い、評価組織も判定委員会と相互評価委員会を大学評価委員会に一本化した。また、昨年度まで評価を通じて正会員の適格性の判断を行っていたものを、今年度からそのことを取りやめ、評価基準である「大学基準」の適合性の検証に集中させたことも大きな変更点である。

評価プロセスはこれまでと同様、①各評価者による評価所見の作成、②分科会による「分科会報告書（案）」の作成、③実地視察前の申請大学に対する必要事項の確認と「分科会報告書（案）」に対する意見提示依頼、④キャンパス毎の実地視察、⑤「分科会報告書」の確定と大学評価委員会による評価結果（委員会案）の作成、⑥評価結果（委員会案）に対する申請大学からの意見申立とその検討、⑦大学評価委員会による評価結果（最終案）の決定、⑧理事会による評価結果（最終案）の承認、⑨評価結果（最終案）の評議員会承認と理事会の最終決定、という手順で進められた。

今回の評価結果において、50大学を「大学基準」に

適合していると認定し、このうち14大学に勧告を付した。勧告を付した大学のうち2大学については、重大な問題を抱えていることを理由に、7年の認定期間を5年に短縮した。また、残念ながら「大学基準」に適合しているか否かの判断を保留とした大学が4大学あった。「保留」となった原因は大学によって異なるが、大幅な定員割れとそれに伴い財務状況に問題がみられたこと、必要専任教員数が充足されていないこと、併設の専修学校との間で一部の教育が一体的に実施されていたこと等である。

さらに、今年度は平成16年度に「保留」と判定された2大学（私立2大学）についても再評価を実施しその結果を公表した。この2大学のうち1大学は「大学基準」に適合していると認定したが、1大学は大幅な定員割れがさらに悪化していることが原因で不適合となった。

今回、勧告を付された大学はもとより、「保留」と判定された大学や再評価の結果、不適合となった大学は、本協会からの提言を踏まえ改善に向けたより一層の努力を求めたい。

最後に、本年度の大学評価を終えて一言感想を述べたい。平成16年度から認証評価制度が導入され、各大学は認証評価機関の評価を受けることを法的に義務付けられた。その結果、認証評価を受けることのみに目的を置き、認証評価の基礎となる自己点検・評価に大学の主体性が見受けられない大学が少なからず存したことは憂慮すべき点である。質保証が問われている今、その第一の責任は大学にあることを各大学は自覚し、まずは自己点検・評価を実質化させていくことを強く認識する必要がある。

[機関別認証評価・大学]

■評価の結果、大学基準に適合していると認定した大学

① (私) 愛知大学	⑨ (私) 関西医科大学	⑯ (私) 埼玉工業大学
② (私) 青山学院大学	⑩ (私) 九州女子大学	⑰ (私) 相模女子大学
③ (公) 次城県立医療大学	⑪ (公) 京都市立芸術大学	⑱ (私) 札幌学院大学
④ (私) 大阪経済大学	⑫ (私) 近畿大学	⑲ (私) 駿河台大学
⑤ (私) 大阪歯科大学	⑬ (私) 金城学院大学	⑳ (私) 聖学院大学
⑥ (私) 金沢医科大学	⑭ (私) 敬愛大学	㉑ (私) 聖路加看護大学
⑦ (公) 金沢美術工芸大学	⑮ (私) 敬和学園大学	㉒ (私) 専修大学
⑧ (私) 川崎医療福祉大学	⑯ (私) 神戸親和女子大学	㉓ (私) 創価大学

(5) (私) 拓殖大学	(34) (私) 東洋大学	(43) (私) 藤田保健衛生大学
(26) (私) 中央学院大学	(35) (私) 獨協大学	(44) (公) 宮城大学
(27) (私) 中京大学	(36) (私) 中村学園大学	(45) (私) 武藏大学
(28) (私) 中京女子大学	(37) (私) 新潟工科大学	(46) (私) 明治大学
(29) (私) 帝塚山大学	(38) (私) 新潟青陵大学	(47) (私) 桃山学院大学
(30) (私) 東京工芸大学	(39) (私) 新潟薬科大学	(48) (私) 流通科学大学
(31) (私) 東京神学大学	(40) (私) 西日本工業大学	(49) (私) 流通経済大学
(32) (私) 東京女子医科大学	(41) (私) 日本赤十字北海道看護大学	(50) (私) 和洋女子大学
(33) (私) 同志社女子大学	(42) (私) 福岡女学院大学	

■評価の結果、保留となった大学 ①(私)九州国際大学 ②(私)園田学園女子大学 ③(私)長崎外国語大学 ④(公)情報科学芸術大学院大学

■再評価の結果、大学基準に適合していると認定した大学 ①(私)奥羽大学

■再評価の結果、大学基準に適合していないと認定した大学 ①(私)宇都宮共和大学

第1回短期大学認証評価を終えて —短期大学評価委員会を代表して

安川 悅子 短期大学評価委員会委員長
福山市立女子短期大学長

平成19年度、短期大学評価委員会は二つの短期大学の評価を行った。どちらも伝統のある四年制大学の併設短期大学で、大学基準協会の定める短期大学基準に適合していると認定された。この評価作業にあたって、「基礎データ」や「自己点検・評価報告書」を作成した当該短期大学の関係者の方々、および評価を担当した当委員会の評価委員の方々の並々ならぬ努力がなければ、こうした認証評価が成り立たなかつたことをなによりもまず記しておきたい。

イギリスの大学の質保証システムと同じように、日本の認証評価システムも基本的には自己評価と大学関係当事者による相互評価をたてまえとしている。このたてまえのもとで、短期大学評価者の一員に加わってみて感じたのは、この評価作業に費やされる当事者たち（評価する側も評価される側も含めて）の膨大なエネルギーである。こうした膨大なエネルギーを費やして行われる認証評価は、大学の質を高める上でどのような意味を持つのか、それがポジティブな意味をもつにはどうしたらよいのか、ということが問題になるであろう。まだ始まったばかりであるとはいえ、この問題意識は認証評価の伝統を作り上げていく上で、忘れてならない点だと思われる。

今回の評価作業を通じて得られた第1の利点は、大学の基礎データや自己点検・評価報告書を作成した大学当事者が得た現状認識にあると思われる。この膨大で厄介な作業を通じて、当事者たちは、自分の大学がどういう問題を抱え、それをどのように変えていかなければならぬかを認識したことである。評価員が当該大学の現地調査を行ったときには、すでに「自己点検・評価報告書」に記載されている「問題点」は改善されていた。「自己点検・評価報告書」が作成された時点と現地調査の時点にはタイムラグがあるとはいえ、当該大学が自己点検作業を行う中で、「問題点」を自覚し、

それを改善する作業を行う。こうした自己点検作業をつうじて自己改革が行われることこそが、認証評価の第1の目的であると思われる。

第2の利点は、評価する側に与えた影響である。評価委員会で議論されたさまざまな問題をとおして、評価委員がわが身を振り返ったことである。短期大学は一体どのような教育をするところなのか。どうあるべきなのか。評価される大学の問題が直接評価する自分たち側の問題を照らし出すことになる。とりわけ今回の二つの短期大学は伝統ある四年制大学の併設短期大学であったため、充実した施設や組織の中で、短期大学固有の課題が埋没してしまった感がある。短期大学固有の教育理念や教育目的、固有の施設や組織や学生支援が曖昧なままになっている。併設の四年制大学への編入が多いという点もふくめて、評価委員会でさまざまな議論が行われた。

この点は、短期大学評価にかかる今後の問題とも関係している。短期大学には多様な形態が存在する。今回の二つの短期大学のように、主として都会にあり伝統ある四年制大学の併設校もあるが、他方で地方の、主として単科の、資格や免許の取得を目的とする短期大学もある。こうした異なる性格の短期大学を一つの評価基準で評価できるものなのかどうか、もう少し評価の経験を積んで議論しなければならないと思われる。

これはまた短期大学を併設している四年制大学の問題にも跳ね返る。なぜ四年制大学は同じような専門分野の短期大学を併設しているのか。短期大学は四年制大学の单なるミニチュア版、あるいは簡易版ではないはずである。そうだとすれば、今回の当該短期大学にもいえることだが、人事や組織、そして学生サービスを含めて短期大学の教育目的にあった形の独自の運営が工夫されてもよいと思われる。

[機関別認証評価・短期大学]

■評価の結果、短期大学基準に適合していると認定した短期大学

①(私)京都女子大学短期大学部

②(私)日本大学短期大学部

第1回法科大学院認証評価を終えて －法科大学院認証評価委員会を代表して－

納谷 廣美

法科大学院認証評価委員会委員長
明治大学長

大学基準協会（以下、本協会という）による法科大学院認証評価は、平成19年度を初回として実施された。このたび、本協会は、第1回の認証評価結果を公表した。申請した大学の法科大学院は、いずれも「適合している」との認証評価を得ている。

本協会が、法科大学院認証評価機関として文部科学省より正式に認証を得たのが平成19年2月16日付であったことにより、他の先行2機関（大学評価・学位授与機構、日弁連法務研究財団）に比して認証評価作業が遅れ気味であったうえ、初めての評価作業であったことから試行錯誤的に対応せざるをえない局面にも遭遇した。しかし、当委員会の委員・幹事の諸先生のご理解ご協力は勿論、事務局担当職員の献身的な働きもあり、無事、当初のスケジュールどおり認証評価の作業を了することができた。委員長として、認証評価の対象大学関係者も含め、本作業にかかわった方々に心より御礼を申し上げたいと存じます。

このたびの認証評価を実施するにあたり、本協会には大学評価について長い経験があり、有意義な実績が蓄積されていたとはいえ、法科大学院に対する認証評価の作業は初めてのことでもあったことから、それなりに周到な準備がなされていた。平成17年度に評価基準やシステムなどの策定、そして平成18年度には法科大学院試行評価委員会（委員長：山内惟介 中央大学法学部教授）を設置して、本評価に備えて3大学につき試行的に認証評価を行っていた（このことについては、じゅあ38号4頁参照）。しかし、本評価の作業は、やはり厳しい、困難なものであった。

評価作業は、まず各大学が作成した「自己点検報告書」、「大学基礎データ」および各大学提出の刊行物その他の資料にもとづき、5月から9月にかけて書面による審査を行い、その結果を分科会報告書（案）とし

てとりまとめ、これを各大学に送るとともに、疑問点や確認すべき事項を照会した。加えて、10月に各大学について実地視察を行った。これらの作業を経て修正を施したものを作成し、さらに12月、この案について各認証評価対象大学から意見を求めた。本年2月、各大学の法科大学院から提出された意見について、当委員会において検討し、それぞれに対し回答を行うと同時に、最終的に当委員会の評価結果をとりまとめ、委員会としての認証評価報告書（案）を決定した。

この報告書（案）は、「認証評価結果」、「総評」ならびに「法科大学院基準の各項目における概評および提言」の順に記載している。「認証評価結果」の項では、当該法科大学院について「適合している」か否かの認定を行っている（いわば判決の主文にあたる）。つぎの「総評」の項では、当該法科大学院に対する全体的・特色的な評価を行っている。さらに第3の項では、既に本協会作成の「法科大学院認証評価ハンドブック」に掲載されている「法科大学院基準」に定める「評価項目」に対応する形で評価を行うとともに、「長所」、「問題点（助言）」および「勧告」を摘示している。本協会の評価は、「単に法科大学院が法令要件を遵守しているかどうかの適格認定を行うのではなく、問題点の改善と質の向上のための支援を行うことを目的」として実施している。これは、本協会の設立趣旨に留意した立場にもとづくものであり、他の2つの認証評価機関とは異なっており、本協会による評価の特色といえよう。

今後の認証評価の作業について付言するならば、より一層認証評価としての質を高めるには、なお評価項目・評価方法・評価体制などについて見直しを行う余地があると感じている。

[法科大学院認証評価]

■評価の結果、法科大学院基準に適合していると認定した大学

① (私) 慶應義塾大学

② (私) 法政大学

『大学基準協会55年史<通史編><資料編>』CD-ROM版
編集 大学基準協会年史編さん室
発刊 財団法人大学基準協会
販価1,500円

2008年APQN総会及びコンファレンス

柳井 道夫 大学基準協会理事会顧問

APQNの年次総会及びコンファレンス2008が2月19日（火）から22日（金）まで千葉県の幕張メッセで開催された。今回は大学評価・学位授与機構が開催を引き受け、文部科学省、大学基準協会、日本技術者教育認定機構（JABEE）が後援するという形であった。通常は3日間会員機関のメンバーのみで開催されるのだが、今年はこの種の国際的質保証機関の活動を日本の高等教育関係者にも広く知ってもらおうというので1日多く、初日に公開シンポジウムが行なわれた。

ブリスベン・コミュニケ

さらに今回の大会を機に、ユネスコやOECDが行っている高等教育の質保証にかかる活動を、アジア太平洋地域の特性を考慮しながら支えていこうということで公にされたブリスベン・コミュニケをめぐって、2月18日（月）にワークショップが行われた。このワークショップでは、丸一日かけてこれまでの活動の報告と、今後の活動の進め方をめぐる討論がなされた。これを含めると合わせて5日にわたる大会であった。

公開シンポジウム

公開シンポジウムは、「ユニバーシティ」とは？—質保証の観点から—というテーマで、APQNの会長をはじめ、日本、英国、中国、タイ、ニュージーランド、及びユネスコの高等教育担当者などがスピーカーとして集まり、同時通訳つきで、講演、パネルディスカッションなどを行った。聴衆は400人くらい集まり、ユニバーシティの概念から各国の高等教育の変革の紹介も含めて論じられ、質疑も活発に行われた。

コンファレンス

今回の総会およびコンファレンスには、35カ国から150人ほどの人たちが集まった。全体の中心テーマは「アジア太平洋地域における質保証の将来—多様性の中での協力—」で、これに1. 相互認証とスタンダード、2. 質保証機関の質保証、3. 多様性を尊重したネットワーク活動、という3つのサブテーマがついていた。

これまででもAPQNでは、この地域の文化・社会・教育制度の多様性にかんがみ、これらを同一の方向にまとめていくのではなく、多様性を相互に尊重しながら、

どのように連携協力が可能なのか模索してきた。今回もこうした流れの延長線上で、将来に向けてどう一歩を踏み出すのかが論じられた。

全体会と応募発表分科会

会員機関のメンバーからも3つのサブテーマに従って約30本の発表申し込みがあり、3つの時間帯で12の分科会が4つずつ同時平行で開催された。

全体会は、総会のほかに6つ開かれた。今回の全体の中心テーマに沿った3つのサブテーマごとの全体会、それにユネスコで出している高等教育に関するガイドラインをAPQNなりに解説・例示した冊子をめぐるセッション、18日の議論も含めてのブリスベン・コミュニケをめぐるセッション、それにAPQNが設立当初から設定してきた5つのプロジェクトグループの途中経過報告をめぐってのセッションであった。

最終日は恒例に従って、スタディーツアーと称して、千葉大学、芝浦工業大学の見学に出かけて5日間の大会を締めくくった。

参加者の一人として

今回の大会を全体的にみると、全体会での講演・報告の中には事実探求と課題解決に向けての模索も見られたが、啓蒙的なものが多くかった。

公募発表の分科会は、ほとんど自国の質保証の紹介であり、私の出席した分科会での質疑も、事実関係の確認だけであった。それだけにこの地域の教育やその質保証については、興味深い事実を知ることができた。

その中で教育の輸出国であるオーストラリアは、この地域に向けて積極的に英語での啓蒙・教育をしていくとしている。一方、教育の輸入国で質保証にかかる人たちのほとんどは欧米で教育を受けており、自国の高等教育の質保証に関しては暗中模索を続けながら努力している。いずれにしても、欧米系がリードしているということである。

こうした状況の中で、日本の評価機関もこの地域にたいして積極的にかかわり、すべての大学で教育の質を高め、留学生に対しても質保証のできる教育をするよう持続的に求め支援する努力をしていかなければならぬ、こんな感想を改めて持った5日間であった。

ブックレビュー

**金子元久 著
『大学の教育力
—何を教え、学ぶか』
(筑摩書房)**

2007年9月 206頁 680円+税



書評筆者の所属学科では最近カリキュラムを大改訂した。この書物に書かれていることのいくつかは新カリキュラムに織り込まれたが、運用時に考慮しなければならない事柄にも気付かせて頂いた。大学院に重点がおかかる今、学士課程そして「教養」に目を向けさせてくれる貴重な1冊である。学士課程教育に携わる方々に本書を強くお勧めする。

科学技術の爆発的拡大、高等教育の拡大そして若者の変化という観点で社会が大きく変わった。学生に与えるインパクトを教育力と呼ぶことにし、この転換期に大学が確実な教育力をもつための条件を本書は述べている。

「研究者になろうとして研究型大学に在籍している高同調型の学生」は東京大学の例では3割に満たない。一方、「サラリーマンになろうと自己を確立する時間の確保が大学時代の意味と考える限定同調型の学生」が着実に増えている。この「限定同調型の学生」やそ

M.Lee Upcraft, John N.Gardner,
Betsy O.Barefoot 著
山田礼子監訳

『初年次教育ハンドブック
—学生を「成功」に導くために』
(丸善)

2007年1月 339頁 3,800円+税



大学教育それ自体の変化はもちろんのこと、それを取り巻く環境の変化が大学教育の現場に押し寄せてきている。こうした変化の波に対応するため、日本の大学ではさまざまな試行錯誤がなされてきたし、今もそうした模索が続けられている。本書が主題とする新入生つまり初年次生を支援する「初年次教育プログラム」も、対応策として急速に導入してきたプログラムの1つである。

日本で初年次教育が注目されるようになった背景には、「大学の氷河期」「大学全入時代」といった用語に象徴されるさまざまな問題の噴出があったが、とりわけ、大学の大衆化に伴う進学意識の変化や学力水準の低下、こうした状況への教員側の対応、さらには高等教育機関としての大学の教育重視などが、初年次教育への注目をもたらした。初年次教育如何がその後の大学生活

の他の学生にも教育力が確実に及ぶようにする変革が必要である。そのためには「学術分野で研究能力を評価された教員が教育を発想する」限界があることや「ファンボルト理念とそれに基づく学習の自由という概念」が呪縛であるとの指摘は筆者にとって深刻である。

わが国のグローバル競争の中核たる人材を育成することこそ大学が担う役割であり、「具体的な現象の背後にあるものを見抜く抽象化の力、広い視野から判断を行うための体系的思考、新しい試みを果敢に実験する志向、文化や価値観をもつ人々との共同作業を行う能力」すなわち「教養」を獲得させることが教育力の重要な目標であるとする。これを実現するために専門教育は専門知と同時に「教養」獲得も意識されるべきである。日本の大学の特質である卒業論文研究は大変優れていて効果的であるが、これだけでは不十分であり4年間一貫した教育が必要であるとの指摘も重く受けとめなければならない。

読み終えて、学士課程教育の変革は学科や学部の枠を越えて大学全体を統治する能力の下で根本から考えを練って行われるものであって、冒頭に触れた一学科のカリキュラム設計やアメリカで開発された様々な「教育道具」の導入にとどまるものではないことを痛感した。

古屋 一仁 東京工業大学 理工学研究科教授

の成否を決定するという知見は、急速に意義を増していったといつていいだろう。

本書は1989年に刊行された“Freshman Year Experience”以後の変化を対象としたもので、米国とのさまざまな変化に対応する試みを具体的に紹介するだけでなく、問題点を鋭く指摘している。詳しくは本書を読んで頂くしかないが、彼我の違いはひとまずおいても、初年次教育の導入を始め、ある程度の成果を収めつつある日本の大学関係者にとって、現行のプログラムの見直し、新たな変化に対応する新たなプランの検討のため、非常に有益な示唆を数多く含んでいる。まさにハンドブックの所以である。見直しであれ、新しいプログラムの構築のためであれ、具体的な問題に焦点を絞った利用が可能な構成が採られている。

教育の構造と組織は社会におけるさまざまな力が働いた結果うまれてきたものである。当たり前だがこの事実は意外に等閑視されている。われわれが教育を語る時、その経験に働いた諸力を理解しなければならない。自らの教育経験を脇に置かねばならない。さもなければ優れたオルタナティブを構想することができない。本書によって、改めてこうした事実を思い知らされた。一読だけでなく、利用をお薦めしたい。

大井 真二 日本大学 法学部教授

大学時論

GPAは授業の中身の改革があって始めて機能

館 昭

桜美林大学 大学院国際学研究科 教授

成績評価の厳格化が課題となっている。この問題を考える際に重要なのは、厳格ということの中身である。そもそも成績評価とはどうあるべきなのかの議論なしにテクニカルな解決を図ろうとすれば、それは逆に厳格性を欠くものにさえなりかねない。現在、その方法の特効薬であるかのように導入が図られている日本式GPAでは一般的に100点満点の素点なるものがあり、これを4段階の点数に移し替えている。しかし、これでは、例えば「89点、89点」は「B、B」で「4点、4点」になりその平均は4点、「90点、80点」は「A、B」で「5点、4点」とされその平均は4.5点となり、素点の平均では85点の後者が89点の前者よりはるかに好得点になる。つまりこうした値の集積としてのGPAに成績の逆転現象が起こることは当然の帰結であり、極めて不公平な結果を生んでいるのである。

日本の大学授業における成績評価の問題点は、実は授業の中身そのものにある。授業を教師の持つ知識の単なる伝達と考えているから成績評価は授業の最後のペーパー試験で行い、100点満点で付けるのが一番厳格ということになる。しかし、大学の授業で必要なのは

学生の学習であり、それは授業期間を通じての教師の知識と学生の知識のインター・アクティブな交流を通じて達成される。そして個々の授業でそれは、その内容の達成目標が明確であって始めて成り立つ。さらに、個々の授業の達成目標は、その授業が学生の学位課程としての到達目標にどの様に貢献するものであるかの視点をもつことによって始めて設定しうる。

そうした達成目標に則して、授業の経過全体を通して行う厳格な成績評価では、100点満点での1点刻みの識別はできない。できるのは、A=特にすぐれている、B=すぐれている、C=要求水準を満たしている、D=なんとか合格と認められる、F=不合格、という質的な、そして文字でなされるレターグレードによる評価である。しかし、レターグレードのままではその学生の成績の全体の状況がわかり難い。そこであえて各レターグレード（グレード=G）を点数化（ポイント=P）し、単位数での重み付け平均を出した（アベレージ=A）というわけで、そこには一発試験で評価できるとした100点満点の素点なるものはもともと存在しないのである。

じゅあ

会員の広場

認証評価を改革へ

ロマノフ王朝最後の皇帝ニコライ二世を巻き込んだ大津事件において、司法の独立を貫いた大審院長児島惟謙の指導により創立された関西大学は、学歌が謳う「自然の秀麗」「人の親和」「真理の討究」「学の実化」「自由の尊重」「自治の訓練」「正義の奉仕」等の学風の下で、122年に亘って30万人を超える卒業生を社会に送り出してきた。

2006年に受審した大学認証評価では、「社会の負託に応える教育実践の検証」をテーマとし、2年の準備期間をもって点検・評価活動を行った。その結果、長所とともに17項目の助言を受け、他の先行事例に学ぶべくフォーラムを開催するなど、改革・改善に繋ぐ努力を重ねている。

2008年の寄付行為改正をより実効性の高い自己点検・評価委員会活動実施への転換の好機と捉え「自己点検・評価体制整備」「独自の点検評価項目の強化」を手始めに、河田学長のリーダーシップのもと、創立時の理念を現代に読み替えた質の高い研究・教育、すなわち「強い関西大学」の実現を目指して励んでいる。

3教員養成課程特化への歩み

高橋 孝助 宮城教育大学長

宮城教育大学は、平成19年度からこれまでの学校教育教員養成課程、障害児教育教員養成課程の2つの教員養成課程といわゆる「新課程」である生涯教育総合課程を廃止し、教員養成に特化した初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程、特別支援教育教員養成課程に再編し、学生募集を開始した。本学のこの選択は、配置されている知的資源を集中的・重点的に活用し、教員養成単科大学に対する社会的な要請に応えるという視点に立ってなされたものである。少子化により教員採用が極めて厳しいという現実があるとはいえ、大学の本来の設置目的に回帰し、すぐれた資質・能力をもつ教員を送り出すとともに、教育現場へ貢献するシステムを構築すること、その意義を全学挙げて確認したのである。

京都ノートルダム女子大学

京都府京都市
(私立)



本学はカトリック精神に基づいた女子大学として、1961年に創設された。校章にラテン語で記されている建学のモットーは「Virtus et Scientia」(徳と知)である。社会に巣立つ直前の女性にとって、大学は単に知識や技術を学ぶだけでなく、克己心や矜持、さらには他者への配慮といった徳性をも涵養する場所でなければならないという意味であり、本学は真の意味での教養を身につけさせるリベラルアーツ・カレッジに徹しようとしてきたのである。自己点検・評価の取り組みとして、これまで「学生による授業評価調査」や「学生による満足度調査」また「教員総覧」の定期的刊行などを実施してきたが、2008年度中に大学基準協会による認証評価を受けることにしている。

(京都ノートルダム女子大学長 相良 憲昭)

常磐大学

茨城県水戸市
(私立)



常磐大学は1983年に1学部として創立され、現在では3学部と大学院3研究科を擁し、「自立」「創造」「真摯」の教育理念のもと、社会貢献と地域貢献を目的に教育研究を行なっている。1994年に大学基準協会の正会員となり、2002年度より自己点検・評価報告書を作成し、改革改善に努めている。カリキュラム改革、委員会再編、事務機構の改編などを行い、2008年度には新設学科の設置と学科改編を計画している。これら一連の事業に良い兆しが見えてきており、その成果に期待したい。2009年に大学基準協会の認証評価を受けることになっており、それに向かさらに教育の「質の保証」と改善に力を注いでいきたい。

(常磐大学長 高木 勇夫)

兵庫県立大学

兵庫県神戸市
(公立)



本学は、神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学の3つの県立大学を母体とし、平成16年4月に創設された公立総合大学で、6つの学部と、平成19年度に新たに発足した会計専門職大学院を含む9つの大学院研究科、および4つの附置研究所等からなっている。統合による相乗効果と総合大学のもつ利点とを最大限に活かし、「新しい知の創造」に全力を尽くすとともに、新しい時代の進展に対応し得る創造力と活力を備えた、人間性豊かな人材の育成につとめている。神戸市に世界最高性能の次世代スーパーコンピュータが設置されることとなったのをうけ、新しい大学院研究科として高度計算科学研究科（仮称）の創設準備を進めている。

(兵庫県立大学長 熊谷 信昭)

募集のテーマ

- ①「大学時論」 毎号1篇
900字程度——広く大学論、教育論に関わるもの
- ②「会員の広場」 每号数篇
400字程度——高等教育あるいは大学基準協会を取り巻く諸問題についてのご意見等

広報委員会 委員長 鈴木 守(群馬大学)

委員 大井眞二(日本大学)木村一信(立命館大学)鈴木 健(津田塾大学)
千賀重義(横浜市立大学)古屋一仁(東京工業大学)

“じゅあ”は関係方面はじめ会員大学の専任教員並びに課長職以上の方々にお配りしています。送付部数に変更のある場合は事務局までご連絡下さい。また、“じゅあ”は本協会ホームページからダウンロードできます。

大同工業大学

愛知県名古屋市
(私立)



本学は、来年創立70周年を迎える大同学園を母体とし、中部地区産業界の要請を受けて1964年に開設された2学部2研究科からなる大学である。1992年に自己点検評価委員会（現大学評価委員会）が設置され、自己点検評価活動がスタートした。1995年に「自己点検評価報告書」として取りまとめて以来、5年周期で点検評価活動を推進している。1999年度には、大学基準協会の相互評価を受けて、本学は同協会から大学基準「適合」の認定を受けた。これらの点検・評価結果をもとに、社会ニーズの多様化と高度化に対応する教育改革、FD活動、組織改革や施設整備等の充実に努めている。

(大同工業大学長 澤岡 昭)

獨協医科大学

栃木県下都賀郡
(私立)



獨協医科大学は124年の歴史を持つ学校法人獨協学園を母体として1973年に開学し、現在、医学部、看護学部の2学部及び大学院医学研究科で構成されており、附属施設として3つの病院及び1つの看護系専門学校を有している。本学は、患者さまを始め社会から信頼される医師、看護師及び保健師を育成することを教育理念としている。また、各附属病院は最先端医療設備と技術を備え、地域医療に貢献している。1994年に大学基準協会の正会員となり、2002年に大学基準協会の相互評価・認証評価を申請し「大学基準適合」の認定を受けた。今後は、2010年に大学基準協会の大学評価を受けるべく、自己評価委員会を中心に準備を進める予定である。

(獨協医科大学長 寺野 彰)

福岡歯科大学

福岡県福岡市
(私立)



本学は1973年に創立され、今年で35周年を迎えると共に関連施設として、歯科衛生学科と保健福祉学科を有する福岡医療短期大学と介護老人福祉施設並びに介護老人保健施設も併せ持っている。

本学の教育理念は、6年一貫教育により有能で国際性豊かな口腔医を育成することにある。特に口腔医学という独自の理念の基、従来の歯科医師とは違い全身の中の歯を含めた口腔という臓器を対象に、口腔内に発生したあらゆる疾患を全身と関連づけながら診ることの出来る専門医を育成するべく、実習並びに医学教育を重視した指導を実践している。

(福岡歯科大学長 本田 武司)

投稿規定

- ※ 寄稿資格は広く大学機関にご関係の方。氏名のほか、所属、職名、専攻をどうぞ。字数は、左記の通りで、締切は6月上旬です。
- ※ 採否は広報委員会で決定し、原稿は返却しません。
- ※ 掲載原稿には内規により薄謝を呈します。
- ※ 送付先 〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13
財団法人 大学基準協会 総務課

編集後記

2007年度から始まった大学院FD(Faculty Development)活動は、いよいよ学部教育においても義務化される。いま大学は、社会の厳しい評価のもとにその存在が問われている。4年という年月、その間の経済的負担などを考えると、知識、学力、技能などのキャリア・アップから、人間的成長までも提供することが期待されている。こうした情勢を踏まえ、今回は「大学の評価と改革」を巻頭に据え、これから大学を問う内容を中心へ編集を行った。(木村一信)